省　令

○経済産業省令第二十号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第五項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月十五日

経済産業大臣　海江田万里

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第十三号及び第二十五号から第三十八号までの規定中「（機構法第十一条第一項第五号から第七号の場合に限る。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第四十号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年三月金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条の表一の項銀行の欄中「株式会社じぶん銀行」の次に「株式会社大和ネクスト銀行」を加える。

○金融庁告示第四十一号

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第三十六条第四項の規定に基づき、預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十三年三月金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

「株式会社じぶん銀行」の次に「株式会社大和ネクスト銀行」を加える。

○金融庁告示第四十二号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年七月金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

「株式会社じぶん銀行」の次に「株式会社大和ネクスト銀行」を加える。

○金融庁告示第四十三号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年十二月金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

「株式会社じぶん銀行」の次に「株式会社大和ネクスト銀行」を加える。

○金融庁告示第四十四号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百七十六号）第九条第一項の規定に基づき、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件（平成二十一年十二月金融庁告示第六十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月十五日

金融庁長官　三國谷勝範

「イーバンク銀行株式会社」を「楽天銀行株式会社」に改め、「株式会社じぶん銀行」の次に「株式会社大和ネクスト銀行」を加え、「エス・ジー・信託銀行株式会社」を「ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社」に改め、「日興シティ信託銀行株式会社」を削る。

○総務省告示第百五十六号

平成七年郵政省告示第百八十三号（免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月十五日

総務大臣　片山　善博

第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、運用しようとする社団であるアマチュア局の免許人の承諾を得て、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該免許人の立ち会いを要しない。

○総務省告示第百五十七号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月一日から適用する。

平成二十三年四月十五日

総務大臣　片山　善博

別表第一号中

「

401	75	ＣＤＥ
大阪府三島郡、京都府京都市（右京区（京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井戸町、京北井崎町、京北小塩町、京北上弓削町、京北片波町、京北上黒田町、京北五本松町、京北塩田町、京北室谷町、京北下黒田町、京北下宇津町、京北下弓削町、京北周山町、京北芦生町、京北下中町、京北中地町、京北辻町、京北塔町、京北栃本町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北弓規町に限る。）及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、日向市、八幡市、乙訓郡、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林を除く。）		

」を

「

401	75	ＣＤＥ
大阪府三島郡、京都府京都市（右京区京北室谷町及び伏見区醍醐（一ノ切町、二ノ切町及び三ノ切町に限る。）を除く。）、長岡京市、日向市、八幡市、乙訓郡、久世郡久御山町（市田、栄、佐古、佐山、下津屋、田井及び林を除く。）		
416	771	ＤＥ
京都府亀岡市、京都市右京区（京北赤石町、京北明石町、京北浅江町、京北井戸町、京北井崎町、京北小塩町、京北上弓削町、京北片波町、京北上黒田町、京北五本松町、京北塩田町、京北室谷町、京北下黒田町、京北下宇津町、京北下弓削町、京北周山町、京北芦生町、京北下中町、京北中地町、京北辻町、京北塔町、京北栃本町、京北灰屋町、京北初川町、京北比賀江町、京北弓規町に限る。）、南丹市八木町		
417	771	ＤＥ
京都府南丹市（八木町を除く。）、船井郡		

」を

「

416	771	ＤＥ
京都府亀岡市、南丹市八木町		
417	771	ＤＥ
京都府京都市右京区京北室谷町、南丹市（八木町を除く。）、船井郡		

」に、改める。